

## 大阪市青少年福祉委員活動交付金西淀川区実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、西淀川区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

### (軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (一部改正)

この要領は、平成31年4月1日から一部改正し、施行する。

### 附 則

#### (一部改正)

この要領は、令和2年4月1日から一部改正し、施行する。

別表（第2条関係）

業務	算定基準額
(1) 青少年指導員活動への支援 (・体育活動) (・文化活動)	51,000円
(2) 社会環境浄化活動	0円
(3) 地域における青少年の健全育成に関すること (・地域事業に係る活動費)	27,000円
(4) その他区長が定める事項 (・会議等に係る経費)	18,000円
(1)～(4)の合計	96,000円

なお、交付金額の上限額は96,000円とする。